

平成 21 年第 2 回大台町議会定例会会議録（第 3 号）

1 . 招集の年月日

平成 21 年 6 月 15 日（月）

2 . 招集の場所

大台町議会議場

3 . 開 会

6 月 18 日（木）

4 . 応招議員

|                |                  |
|----------------|------------------|
| 1 番 稲 葉 信 彦 君  | 2 番 上 岡 國 彦 君    |
| 3 番 堀 江 洋 子 君  | 4 番 中 谷 隆 司 君    |
| 5 番 小 野 恵 司 君  | 6 番 直 江 修 市 君    |
| 7 番 前 川 怜 君    | 8 番 中 西 康 雄 君    |
| 9 番 山 本 勝 征 君  | 10 番 大 西 慶 治 君   |
| 11 番 濱 井 初 男 君 | 12 番 前 田 正 勝 君   |
| 13 番 中 谷 治 之 君 | 14 番 廣 田 幸 照 君   |
| 15 番 森 本 泰 典 君 | 16 番 松 原 隆 之 助 君 |

5 . 不応招議員

な し

6 . 出席議員数

16 名

7 . 欠席議員

な し

8 . 地方自治法第 121 条の規定により説明の為出席した者の職氏名

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 町 長    | 尾上 武義 君 | 副町長     | 余谷 道義 君 |
| 教育長    | 谷口 忠夫 君 | 総務課長    | 高西 立八 君 |
| 企画課長   | 東 久生 君  | 会計管理者   | 上野 拓治 君 |
| 町民福祉課長 | 尾田 秀樹 君 | 生活環境課長  | 鈴木 恒 君  |
| 税務課長   | 立井 靖樹 君 | 建設課長    | 高松 淳夫 君 |
| 産業課長   | 野呂 泰道 君 | 健康ほけん課長 | 大滝 安浩 君 |

総合支所長 戸川 昌二 君 大杉谷出張所長 寺添 幸男 君  
教育課長 鈴木 恒 君 報徳病院事務長 尾上 薫 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 西山 幸也 君 同書記北村 安子 君

10. 会議録署名議員の氏名

6番 直江 修市 君 7番 前川 怜 君

11. 町長提出の議案の題目

議案第 78 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について

12. 議事日程

日程第 1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第 2 県水力発電事業の民営化による影響調査特別委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第 3 議案第 72 号 大台町過疎地域自立促進計画（後期計画）の一部変更について

日程第 4 議案第 74 号 平成 21 年度大台町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 5 議案第 75 号 平成 21 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 6 議案第 76 号 平成 21 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 12 議案第 77 号 平成 21 年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）

（第 3 号の追加 1）

日程第 1 議案第 78 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について

-----  
(午前 9 時 00 分)

再開の宣言

-----  
議長（中西 康雄君）

皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから、平成 21 年第 2 回大台町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

-----

議事日程の報告

-----

議長（中西 康雄君）

本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程表のとおりです。

-----

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

-----

議長（中西 康雄君）

日程第1「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----

県水力発電事業の民営化による影響調査特別委員会の閉会中の所管事務調査の件

-----

議長（中西 康雄君）

日程第2「県水力発電事業の民営化による影響調査特別委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

県水力発電事業の民営化による影響調査特別委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----

議案第72号の質疑～採決

-----

議長（中西 康雄君）

日程第3 議案第72号「大台町過疎地域自立促進計画（後期計画）の一部変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

6番(直江 修市君)

8ページ、これは7ページの林業からの産業の振興ということで、林業関係の計画が上がってきております。

変更後のほうを見ますと入っていないので聞くんですけども、後ほど審査対象となっております第3補正の中に町債ということで、過疎対策事業債がですね1,600万円増額計上ということで、この起債対象事業が西出菅合線、総門線、千石越線、野又越線と4路線、それぞれ法面工事並びに舗装工事ですね、こういう関係の事業をやるということなんですけども、この過疎計画の変更後の項に入っていない。この点について伺います。

それから同じく8ページの宮川物産増設工事、これが平成21年度にやるという計画ですけども、これは平成20年度に予算計上されて執行されたものではないかというふうに思うんですね。その点の説明を受けたいと思います。

その上段に宮川物産製造機器等整備ということで、これは20年度実施したということなんですけども、これが逆に21年度の予算に上がっておるんですね。そういうところの問題につきまして説明を求めたいと思います。

それから、9ページにこれも林業関係で条件不利森林公的整備緊急特別対策事業、これ21年度2,000万円ですけども、補正予算で全額減額となっておって、つまり21年度やらんということなんですけども、これ事業の計画に上がっておるということでありますので、この点についての説明を求めたいと思います。

それから18ページ、上段に香肌奥伊勢資源化広域連合負担金、これを変更後分担金とする。その下に奥伊勢広域行政組合負担金、これも分担金とするという変更内容でありますけれども、この香肌奥伊勢資源化広域連合の規約には負担金となっておるんですね。規約に負担金と謳ってあるのに分担金に変更するという理由について伺います。

逆に紀勢地区広域消防組合負担金、これは変更なしなんですけども、規約には分担金となっておって、予算は負担金で上がっておるというようなことでありますので、上段のですね、負担金を分担金

に変更した、まず理由ですね。で、伺いましたように規約には負担金とあるが、変更後の分担金でいいのかというようなところですね。

それから、宮川福祉施設組合のこの経費の分賦につきましても、これ負担金になっておるんです。それから県下ですね、地方税回収機構なども負担金、それから退職手当組合なんかも負担金、それから多気郡の社会主事でしたか、これ多気町と経費を持ち寄ってという、この規約にも負担金ということで、そういうふうに見てきますと、負担金ということですね、使っておるところが圧倒的に多いんです。管内ここ出てますように奥伊勢行政組合、それから消防組合が分担金というような規約になっておるんですけども、ここらの整合性をですね図る必要があるというふうに思うんですけども、その点について伺いたいと思います。

それから、その分担金と言いますのは、文字どおりその受益の範囲において負担をする。受益者負担金ということのようでありまして、負担金につきましても、その受益の部分の負担と、原因者負担、損傷者負担というようなことが加味されてくると、したがって、分担金を課するという条例の基での分担金につきましても、こういう原因者負担とか損傷者負担が生じても求められないということなんですけども、この負担金の中の、いわゆる原因者負担、損傷者負担ということについてですね、説明を求めたいというふうに思います。

私は、やはりその一部事務組合、あるいは広域連合なんかではですね、単純にその受益の範囲での分担を求めるだけで済めばよろしいですけども、今申しましたように、その原因者負担というような形でプラスしなきゃならん事態というのが、生じてこないのかですね、おそらく私は生じてくる前提で、負担金という形をとっておるんやないかというふうに思いますけれども、改めてそういう分担金でいいのか、負担金でいいのかですね、その組織においての正しい使い方、賦課の仕方をですね、このところをやっぱり答え出してほしいと思いますので、伺います。

-----

議長（中西 康雄君）

企画課長。

-----

企画課長（東 久生君）

まず最初の8ページの林道関係の追加事業等につきましては、これはこの今日議決をいただく変更計画につきましては、あくまでもその3月の21年度予算を編成したときの実態で変更いたしております、その今回議決ということでございます。

今回、補正で出させていただく分につきましては、2日ぐらい前に町長がちょっと一般質問で答弁させていただいたように、5月25日に県のほうに協議ということで出させていただいております、まだその協議が成立したというんか、話は順調に問題ないんですけども、正式には文書いただいてないというところでございます、それをいただきましたら、またしかるべきときに議会のほうで議決をお願いするということになりますので、この今回の議決の中にはこの補正部分は載っていないということでございます。他の質問につきましては、担当課長のほうで回答させていただきます。

-----

議長（中西 康雄君）

産業課長。

-----

産業課長（野呂 泰道君）

8ページの宮川物産増設工事につきましてのご質問に、お答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、21年度に210万円と計上させていただいておりますが、20年度に250万円で実施をさせていただきました。乾燥施設を増設した工事でございます。

また、その上に記載されております宮川物産製造機器等の整備ということで、20年度に250万円上がっておりますが、その実施につきましては210万円で21年度の予算に上げさせていただいております。これにつきましては、施設の関係の軽量シャッター等の整備の工事でございます。このような記載のないようにしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

-----

議長（中西 康雄君）

企画課長。

-----  
企画課長（東 久生君）

9 ページの条件不利森林公的整備緊急特別対策事業費の 2,000 万円の減額、これは 6 月予算で上げさせていただいております。この過疎計画のほうにつきましては、9 ページのところに 2,000 万円追加として上げさせていただいております。これにつきましては、当初 2,000 万円の事業をするということで上げさせていただき、町が事業主体となって事業をする予定をしておりましたが、その後、国の制度が変わりまして、国から直接認定事業体が受けられるということになりましたので、この町のほうの補正では減額をさせていただきました。

この過疎計画につきましては、その制度が間に合わなかった。もうこの 6 月近々のところで変わってきたということでございますので、補正では減額をさせていただきまして、過疎計画はそのまま追加というような形になりましたので、ご理解をいただきたいと思います。制度につきましては精査させていただき、見直しさせていただきたいと思っております。以上でございます。

-----  
議長（中西 康雄君）

生活環境課長。

-----  
生活環境課長（鈴木 好喜君）

香肌奥伊勢資源化広域連合及び奥伊勢広域行政組合の負担金、分担金ということなんですけども、奥伊勢のほうでは規約では負担金になっておるが、こちらのほうへは分担金で上がっておるというご質問だったかと思うんですけども、香肌のほうにつきましては、規約それぞれともに分担金のほうで作成されておりますもんですから、香肌につきましては分担金でそのまま変わっておらないかと思えます。

ただ、奥伊勢広域行政組合分担金につきましては、規約のほうが奥伊勢のほう負担金になっておるというふうなところで、我々のこの予算につきましては分担金という形になっております。その差

異があるというご指摘かと思うんですけれども、で、その差異につきましては現在我々の予算、それから奥伊勢の予算ともに分担金で上がっておりまして、分担金でご請求していただいて、分担金をお支払いさせていただいております。

-----

議長（中西 康雄君）

総務課長。

-----

総務課長（高西 立八君）

直江議員さんのほうからご指摘をいただいております分担金、負担金の関係でございます。今、香肌と奥伊勢広域につきましては、予算書のほうの説明欄に謳ってある、それを用いてこういうふうに変更させていただいたということでございますが、まず、この分担金と負担金の関係でございますが、分担金につきましては、一般的には地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるため、当該事業によって利益を受ける者に対し、その受益を限度として公権力に基づいて賦課及び徴収する金銭であるということが分担金でございます。

負担金につきましては、分担金と負担金の用語の意味は、必ずしも明確ではなく、法令上も混同して用いられている場合が多いとされております。そしてこの負担金でございますけれども、負担金の中には大きく2つに分かれております。まず、1つ目は、国または地方公共団体が行う特定の事業に対し、特別の利害関係を有する者にその事業に要する経費の全部、または一部を負担させるため、国または地方公共団体が一方的に課する金銭的であるということでございます。特別の利害関係の性格により受益者負担金、原因者負担金、今言われました損傷者負担金ですか、に区別されております。

もう1つにつきましては、国と地方公共団体との間、及び地方公共団体相互の間に見られるもので、一定の事業についてその経費の負担割合が定められているとき、それに従って支出する金銭的な負担であるということになっております。

今、議員言われたように、ほとんどの一部事務組合等がこの負担金で処理をしていただいております。そういう意味で、今、私が勉強させていただいたところではですね、負担金で処理するのが一般的ではないのかというふうに考えております。

そういうことで、一部消防がございまして、それは私どものほうで言うてすぐには変わるものではないので、その辺は協議をしながらですね、整合性のとれた予算ですが、そういったものをつくっていきたくて考えますので、お願いしたいと思います。

もう1点、歳出のほうになりますとですね、うちの予算としては19節でございまして、19節負補交でございまして、負担金補助交付金ですか、こういう形になりますので、一部事務組合、相手方が負担金として請求されましても、私どものほうは19節で処理しますので、一般的に統計とかそういうものにつきましては、すべて負補交になっております。ただ、今、予算書を見せてもらいますと、そのままの、今のままの環境のございましたように、負担金で請求されたんで負担金で上げて予算計上、説明欄にしているところと、消防のように負担金できておるけど負担金ということで説明をさせていただいております。

そういうところで、ちょっと整合性がとれてないのでございまして、今後ですね、その辺を精査しながら整合性のとれたわかりやすい予算ですが、わかりやすいものにしていきたいというふうに考えますので、どうかご理解をお願いいたします。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかに、直江議員。

-----

6番（直江 修市君）

県との協議はですね、4月6日というふうな説明だったと思うんですけども、この県との協議自体がもう21年度の予算編成に全然間に合ってませんわね。文字どおり議決後の協議ですわね。予算案はもう議決されたら、本来は予算は総合計画やこういう過疎計画に基づいて組んでいくというのが形ですわね。そういう形でない事態になぜなるんかですね、もっとその予算編成までに計画変更、2割以上が伴ったときということなんで、この4月の6日時点では2割以下やったかもわかりませんが、そこらの数字とのすり合わせあると思うんですけども、そういう事情やったわけですか。

その予算編成時には、いわゆる変更しなけりゃならん要件を満たしていなかった。つまり2割以下やったという状況なんです、その点まず説明受けたいと思います。

で、やはりできればですね、その予算編成前にやはりきちっとした計画を組み、それに基づいて予算組んでいくということが大事だと思うんです。私、宮川の議員してましたときは、もっとこの過疎の変更につきましては事前にですね、県と協議の前に議会で私は説明受けたように記憶しております。村ではやはりこの過疎計画というのは、非常に事業的にも財政的にも大事な計画でありましたから、大変重視されておったわけなんで、議会も当然大きな関心持ってましたから、執行部もそういう点で極力事前にですね、変更の場合は説明をされると、したという経緯やと思うんです。大台町になりましてから何回かありますけども、これ合併のごたごたのときに最初定められて、その後ですね、事前の説明というのは一切ないという状況なんで、その点はもう少し事前の説明ということをしてもらうわけにいかんのかですね、聞きたいと思います。

それと、これ議案のわけなんで、説明のあったように林道関係は協議後、変更後生じた事案やというのでわかります。今後変更で入れていくということわかるんですけども、さきほど言いましたように、宮川物産関係なんかでもすでに済んだ事業をですね、その21年度事業として上げてきたりですね、というような、これはきちっとチェックすれば、これを印刷する前に間違いのないもんになったわけなんで、で、私どもこれ宮川物産増設工事21年度に行います。こういう変更、しかしこれも20年度でやってある。こういう内容であるのにですね、議決してくれと言われるのはちょっと困るんですね。

これ明らかなんですから、それで21年度にやるというふうになっておるのに、もうやってしまったというふうなことね、これ2つ齟齬があるんですね。明らかなんです、これは。事務的なミスなんで、このままではちょっと問題だと思いますけども、見解伺います。

-----

議長（中西 康雄君）

企画課長。

-----

企画課長（東 久生君）

まず、1点目の事前に議会のほうに説明できないかという話でございます。旧宮川当時そうだったということでございますが、現在、我々がこの計画を作成いたしておりますのは、理想的に言えば、

大きな総合計画があり過疎計画があって、その中で毎年事業を展開していくというのが理想的ではございません。

事務的には、実務的には過疎債を借りるための過疎計画というような位置付けもされておりまして、その都度その都度有利な財源を求めて計画を入れたり、外したりというようなことをさせていただいておりますので、ちょっと理想的な形ではなしに、ちょっとあとづけみたいな形で実際なっております。そこら辺は町長にも指導を受けて、あくまでも過疎計画については、過疎地域全体の計画であるので、総合計画及び過疎計画一緒のものやというような観点で、今後作成しなければならないというようなことで、町長からも指導を受けておりますので、今後についてはできるだけそういった大きな計画でいきたいなというふうに考えておりますけれども、こういった今回補正出させていただいております緊急経済対策につきましては、ちょっと想像を絶するようなことではございますので、仕方がないのかなと思いますけれども、通常、財政的な計画もでございますので、そこら辺はそういった形で今後作成したいなということで、今回反省しているところでございます。

また、さきほどの産業課の部分でのご指摘のとおり、誠にこちらの事務的な、初歩的な間違いというようなことで、こういうはずかしいようなことがあってはならんというふうに痛感しているところでございまして、何もお答えさせていただけるような言葉もないんですけれども、これもひとつ反省させていただくということで、何とぞご理解をいただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

-----

議長（中西 康雄君）

企画課長。

-----

企画課長（東 久生君）

それからご指摘いただいたこと、またあるいはほかの部分も再度見直しをさせていただいてですね、訂正は再協議ということで、随時させていただけるということでございますので、そのような対応をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにごいませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、本案に反対の発言を許可します。

直江議員。

-----

6番（直江 修市君）

質疑のときに申しましたように、議決事件であります過疎地域自立促進計画変更の内容に瑕疵がございます。これはですね、説明のしようのない点だという説明もございましたけども、瑕疵がございますので、私は本案に反対をいたします。

-----

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許可します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

-----  
議長（中西 康雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第 72 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 72 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

-----

議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第 72 号は、原案のとおり可決されました。

-----

#### 議案第 74 号の質疑～採決

-----

議長（中西 康雄君）

日程第 4 議案第 74 号「平成 21 年度大台町一般会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

廣田議員。

-----

14 番（廣田 幸照君）

14 ページでございます。徴税総務費としてですね、臨時雇賃金が計上されておりました、説明では徴税事務、特に納税忘れの住民に対する徴税の事務を推進するというふうにお聞きしておりますが、私も税務課の仕事というのはようわからんのですけども、多分、確定申告あたりから忙しくなっていて、この6月ですね、税金の徴収書類を発送するところで、一応ひとつの山を越えるんじゃないかと思えます。

そのあと納入忘れの住民に、この臨時職員を使って事務的な手続きを進めていくというわけですけども、これはもう通常の税務課の範囲の中であってですね、特別に仕事量がたくさん出てきた。あるいはその雇用対策として新しく仕事をつくってですね、そして臨時雇い入れなければいけないんだと、こういうふうなことではないように思うんです。したがって、これは不必要ではないんじゃないかなと思っております。

それから、16 ページ、公園委託管理料として 21 万 2,000 円が計上されておりますが、全員協議会の中でも質問もいたしましたし、この 21 万 2,000 円につきましては、積算基礎をお示しいただいたんですが、基となっている面積がですね、少しくるっておりました。資料にいただいた部分よりも多くですね、面積が出ておるわけです。これはクラリメーターで測ったもんだからという話でしたんですが、多分そのクラリメーターで測った面積でもって、この公園委託料を算出されておると思うんですけども、本来は帳簿上で表れた面積でやっていくのが妥当か、あるいは私は最初理解しておりましたのは、面積というのは水平に直した面積でございますので、法面なんかで傾斜の部分はそんだけ面積が広がるもんですから、実測やって広くなったんなのかなと思ってましたら、クラリメーターで測ってのことですか、これはもう水平面積であるわけです。ですから、どちらのほうにするのかということ、これが 1 つ 1 点目ですね。

それから、草取り単価と草刈り単価が違うように聞きましたが、一体いくりに設定して、この 21 万 2,000 円という金額を弾き出したのか。そうするとその草取りや草刈りの単価というのは何によっているのかと、もし最賃保護法等によるのかどうか知りませんが、お答えをいただかならんわけですけども、それであれば経済情勢によってそれは動いていくわけですので、ほかの公園にもやはりその動いていく金でもってやっていかないといけないんじゃないかなと、一度この公園の管理委託料について調べさせていただいたことあるんですが、随分こう大きな差がある場合がございます、単なる面積ではないんだなというふうな印象を持っております。これを一遍見直す必要もあるんじゃないかなと思うんですが、この積算基礎と、それからその面積の部分と、それから作業費の部分をお聞かせいただきたいと思えます。

それから、同じく 16 ページのですね、臨時雇賃金で雇用創出でもって臨時雇いを 2 名 9 ヶ月にわたってですね、投げ捨ての監視や、それから投げ捨てられたごみの回収にあたるというふうにお聞かせいただきました。以前ですね、宮川村のときにはそういうふうな業務にあたる方を雇用しておりました。大台町になってからそれはできなくなり、止めるんだという説明を受けましたですね。それじゃその投げ捨てられるごみはというふう処理するんだ、誰が拾うんだという話を聞いたわけですけども、役場職員が随時回ってやるというふうにお聞きしたんですが、それは今は機能してないのか、あるいはそれが非常になかなか手が回らなくてですね、その不法投棄が甚だしいので臨時職員を雇って、臨時雇いを雇って投げ捨て監視やそういうふうな不法投棄の回収にあたるのかと、その 3 点でございます。

-----

議長（中西 康雄君）

税務課長。

-----

税務課長（立井 靖樹君）

税務課の関係で廣田議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回のこの事業につきまして、緊急雇用対策ということで、1 名 3 ヶ月ということなんでございますが、ご承知と思いますけども、この 4 月 1 日の人事異動で 1 名減ということで、その中で対応させていただくということで、それで徴収部門につきましては、今までどおり 2 名の配置ということをやらせてもらっておるんですけども、この 7 月から 9 月につきましては県のほうへ 1 名、その 1 名が転任職員ということで出向する予定をしております。それでその間 1 名ということの対応の中で、その対応をしていきたい。

それで、去年から毎月督促状ということで出しておったんですが、その中の傾向を見ますと、忘れてみえる方が多々あると、それで連絡をすればすぐ納付していただくというような状況がありますので、その点を含めまして、この 7 月から 9 月までの間にそういう方々に連絡等をさせていただければということで、今回これへ上げさせてもらいました。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

生活環境課長。

-----

生活環境課長（鈴木 好喜君）

廣田議員の公園の面積が減っているのに、単価が減額されておらないではないかというふうなご質問なんですけれども、当初の面積につきまして、減額をしていないというふうなことなんですけれども、400 ばか確かに面積が違っておるかと思うんですけれども、その面積につきましては現予算の中で、隣接する林道の法面の環境を整えたいというふうな形に思っておりまして、それで減額せずに、そのまま上げさせていただいたというふうなことでございます。

で、公園に行きますところの池の林道の左側の池の法面については、買収地になっておりますので一部について、それでよろしいんですけども、反対側の右側の法面につきましては、一部擁壁のところと草地のところがございます。そのところにつきましての環境整備も負担するというふうなところから、そのような形でそこで減額せずに環境を整えたいというふうに思いまして、減額をさせていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから単価の違いなんですけれども、ごめんなさい。草取りと、それから草刈りの単価なんですけれども、単価としましては草取りにつきましては年3回、1日当たり1人200 ぐらいを取っていただけるであろうということで5,800 円の単価を計算させていただいております。それから草刈りにつきましては年2回、1日当たり1,000 をやっていただけるだろうということで7,900 円の単価を積算させていただいております。これも基にしてそれぞれの面積に対しまして積算をさせていただいております。

-----

議長（中西 康雄君）

生活環境課長。

-----

生活環境課長（鈴木 好喜君）

16 ページの緊急雇用対策で、環境整備を町道等環境美化推進事業という名目で予算化をさせていただいたわけなんですけども、特にごみの投げ捨て等にかかるもの、それから沿道の草刈り、そういったものをまず行っていきたいということで、予算化をさせていただきました。

まず、私が4月に環境課のほうに着任しましてびっくりしたのは、ほとんど毎日不法投棄の電話がありました。それを職員が電話あれば現地へ行ってそれを確認して、拾えるものは拾うという形のものに対応させていただいたんですけども、現在、それをずっと図面に落としますと、今日現在で13箇所、宮川地区はさすがに少ないです、2箇所。大台地区は残り11箇所が不法投棄箇所になっております。

そういったものが、またこれが増えてくる可能性が出てくると思います。ですから、町としましては不法投棄をされにくい環境づくりを目指しております。その中で沿道が草が生えておったら、汚いところへは汚いものを捨てるということかも知れませんが、そういったことで沿道をまず綺麗にする。不法投棄があったところは特にそうなんですけども、地権者のご理解を得まして、沿道の草刈りをして、不法投棄のあったごみを拾って、地権者のご理解を得まして、そこへネットフェンスを張り替えるというふうに考えております。

特に谷底なんかへ放られますと、これはもう職員が回収するのは大変なことでございます。そういったこともありますもんですから、特にそういった捨てられてあとの回収が非常に困難なところ、そういったところを重点的にやっていきたいというふうに思っております。水道水源にありましてもごみを投棄するケースもございましたもんですから、そういった形のものについても、これから特に気をつけながら、環境整備をしていかなあかなというふうなことも思っております。

そういったところで、2人の職員を臨時雇いしまして、7月から3月いっぱい、沿道の景観とごみを拾って、ごみを拾ったところへネットを張る。ただ、ネット張るについては地権者のご理解というものが要りますもんですから、そういったご理解をいただく、ご理解をどうしていただくかということ、法律的に言いますと、その家から出たごみ、その土地から出たごみは、その土地の所有者、または家の所有者が責任をもって処分をしなければならないという法律があります。ですから、地権者としては捨てられ損という形になります。

ですから、我々、今電話があれば地権者に連絡せずに全部我々が拾っておりますけれども、それだとなかなか手が回っていかない現状が発生するのが予想されますもんですから、ですから、地権者と

ともにご理解をいただきまして、ネットフェンスを張るというご理解と、我々そのごみを拾っていく、あと捨てないような環境整備をしていくという両輪でいきたいなというふうに考えておりまして、この予算を計上させていただきましたので、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

-----

議長（中西 康雄君）

副町長。

-----

副町長（余谷 道義君）

ちょっと緊急雇用対策なんですけど、この事業につきましてはですね、さきほど廣田議員のほうから、本来町の職員がやる事業じゃないかというような質問もあるわけでございますけれども、1つには、こういう経済状況の中でですね、職を失った人がみえるということで、雇用の場をですね、創出できないかということで出されたお金でございます。

そういった意味から、町のほうでですね、すでに取り組んでおる事業、これは別なんですけれども、新たに取り組む事業、今までずっとやってなくて、やれる事業というのですか、やるべき事業というのがあるんですけど、人員とかいろんな形で予算を付けてまではできないだけけれども、そういう雇用の場を創出するという意味からいけばですね、住民サービスの向上につながる、空き缶拾い等もですね、やりたいんですけど、そこまでは手が回らないという部分も出てまいりますんで、そういったことで雇用の場を創出するためにつくった事業について、国のほう、県の審査を受けていただける事業ということでございますので、やらなきゃいけない、町の予算を付けてまでやらなきゃいけない事業なのかという議論は、ちょっと別の議論の中で考えておるということを、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにございませんか。

前田議員。

---

12番（前田 正勝君）

さきほども緊急雇用対策ということで、副町長のほうから答弁ありましたが、私もちょっとその点でお伺いしたいんですが、22ページ、委託料のところで観光交流推進事業委託料とこうあるんですが、かなりの金額であります。先だって町長のほうに、これ多分委託先は観光協会と違んかというふうに思うんですが、職員にもお伺いしたいんですが、いわゆるその道の駅のところにあるところに観光協会入るといって、姿が見えんと申し上げたら、もう少し姿見えてくるという話なんで、そのことにかかわっておる事業なんですか、ちょっとお伺いしたいと思います。雇用と。

---

議長（中西 康雄君）

産業課長。

---

産業課長（野呂 泰道君）

22ページの観光交流推進事業委託料492万1,000円の内容でございます。これにつきましてもふるさと雇用再生特別基金事業ということで実施をさせていただきたいと思っております。

当初予算にも上げさせていただいております道の駅の横にですね、災害の家があるわけでございますが、仮設ハウスがあるわけですが、それを改良いたしまして、責任者1名と、補助2名ということで3名体制によりまして、大台町全域の観光につきまして情報発信をさせていただきたいと考えております。昨日の一般質問の関係もございました、そのPAとの関係も当然情報発信をしながら、その観光インフォメーションで、大台町のそれぞれの観光を案内しながら、大台町への入り込み客を増加していくということの目的といたしまして、この3年間のふるさと雇用創設特別基金事業を使いまして実施させていただきたいと、こう考えております。よろしくお願いたします。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかに。

（「答弁漏れ」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

廣田議員。

-----

14番（廣田 幸照君）

16ページ公園委託料に関してですね、草取りの1日単価、草刈りの1日単価示されたんですが、何による単価かということをお聞きしたんですが、ご返答がございません。そして他の公園に遡求するのかと、もし不合理であれば見直す予定があるのかという尋ねもしました。これにもお答えございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから副町長のほうからですね、特に町内で雇用創出する意義について、話をされたんですが、全協でも申し上げたんですけども、あまり安易にですね、こういうことを町内でやられますと、住民感情としても納得できる部分と、納得できない部分が生じてくるんじゃないかと思うんですね。同じ雇用創出で林業に関するもので1,120何万円かのありまして、これも雇用創出だと思うんですが、こういうのは民間の団体がこういう法整備がされるだろうということを、素早くキャッチして受皿をつくったということもございます、そういうような推察をされる部分もあるわけですけども、そういうふうなやり方でもって、雇用創出というのは町長がいつも言われる2倍、3倍、あるいは10倍にして膨らませていくんだというふうなスタイルになるんじゃないかと思うんです。

そこで徴税事務一本に絞ってお尋ねしたいんですけども、昨年度も督促をする、お忘れでないかという催告をすることによって、収税率が上がったというふうにお聞きしましたが、一体それは何件ぐらいあったのか、今年は1名短期ではありますが、出向する1名減ということになるわけですが、今年は何れほどを目標にして、この臨時雇いを入れるのか、1年何ヶ月でしたかね、1年3ヶ月でした

か、そういうことをですね、ちょっとお聞きして住民の納得も得たいと思うんです。よろしくお願  
いします。

-----  
議長（中西 康雄君）

生活環境課長。

-----  
生活環境課長（鈴木 好喜君）

5,800円と7,900円の単価なんですけれども、7,900円については境界立ち会いの単価を使っておっ  
たような気がするんですけども、境界立会い会人の単価、ただ、記憶が定かでないでございませ  
んので、ちょっと後日調べさせていただきまして、お答えをさせていただきたいと思  
いますので、よろしくお願  
いします。

-----  
議長（中西 康雄君）

税務課長。

-----  
税務課長（立井 靖樹君）

収納の関係でございますが、町税といたしましては町民税、法人税、固定資産税、軽自動車税、そ  
れから国民健康保険税とあるわけなんです、19年度町民税のほうは22.7%、法人税が、これ滞納分  
の話なんです、法人税が43%、固定資産税が19%、軽自動車税が13.6%、それで全体で20.3%、  
それから国民健康保険税としては16%の収納率になっております。

それで20年度に関しましては、町民税で31.7%で9%の増、法人税につきましては48.1%で5.1%  
の増、固定資産税につきましては19.2%で0.2%の増、軽自動車税としましては36.6%で23%の増と、

町税全体では3.4%の増、それから国民健康保険税につきましては20年度が23.1%で7.1%の増ということで、全体的に増になっております。

それで目標ということなんですが、例年どおり昨年度よりも少しでも多くの徴収率を上げていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をお願いします。

-----

議長（中西 康雄君）

生活環境課長。

-----

生活環境課長（鈴木 好喜君）

この単価につきまして、他の箇所等につきましても波及するのかなというふうなことでございますが、すでにもう昨年の例にしておりまして、他の公園等につきます管理費の委託につきましては、すでにもう起票をさせていただきまして、支払いの手続きに入っております。

ということで、今年度につきましては、この単価を基にして精査した金額やなく、実績に基づいて、昨年度の実績に基づいた支払い額になるかと思っております。全協でも申し上げましたとおり、旧宮川地区につきましてたくさん公園等がございまして、それぞれの単価がそれぞれの単価で積算されておるような歴史もあるかと思っておりますので、それを一旦どの時点かで精算をさせていただきなあかんではないかという考え方を、進めさせていただきましたところでございますので、今後、その金額につきまして草取り面積、または草刈り面積等精査して、一度試算をしてみたいというふうには考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

-----

議長（中西 康雄君）

税務課長。

-----

税務課長（立井 靖樹君）

件数のほうなんです、20年度まとめとしまして、住民税のほうでは493件、法人税14件、固定資産税890件、軽自動車税363件、それから国民健康保険税873件となっております。以上です。

議長（中西 康雄君）

ほかにございませんか。

上岡議員。

2番（上岡 國彦君）

18ページ、農林水産業費で間伐有効活用推進事業委託料、これは緊急雇用対策事業で、これに対してどうのこうのというわけではございませんが、関連しましてちょっと質問させていただきます。

ここに間伐有効活用とありますように、当大台町も間伐事業、または森林環境創造事業等繰り広げておりますけども、先般、森林組合の唐櫃の小径木加工所一時閉鎖、または閉鎖をするというお話を聞きましたけども、施策と矛盾しておるように思いますんで、ひとつ町のほうとしてどういうふうな、森林組合のことですから、どこまで関与できるんか知りませんが、町としてはどういうふうな、こういう雇用の場も失われますし、また間伐材の有効活用ということに大変マイナスになるように思いますから、ひとつご答弁お願いします。

議長（中西 康雄君）

産業課長。

産業課長（野呂 泰道君）

18 ページの間伐材有効活用促進事業委託料等の関連につきまして、宮川森林組合加工場がとりあえず閉鎖するということについて、森林における間伐材の対応等は即していないではないかというようなご質問かと思えます。

森林組合の加工場につきましては小径木加工場ということで、これまで森林組合の事業の中の一部を担ってきたわけでございます。当然、そういったその樹木について、小径木ということでこれまで対応してきたわけですが、近年の林業に対しての景気が悪いということで、それぞれの国のほうの事業の中で上げさせていただいておるような森林環境創造事業とか、CO<sub>2</sub>の対策事業とか、条件不利とか、今度新たな高齢林とかいったような、それぞれその時代に合った間伐の体制をさせていただいておるようなことでございます。

ただ、小径木というのは、それやったらいいのかというわけではないんですけども、やはりそういったところが、段々小径木には少なくなってきておるのじゃないかなというのが現状でございます。要は今の林業体制としては大径木という形で育てていきたいということで、進んできておるというようなことと。

また、森林組合の中の事業体制として、今後どうあるべきかということで、森林組合のほうの小径木を一時閉鎖しておるというようなことでございますので、今の森林体系の状況と、また森林組合の体制ということの中で、森林組合の加工場の一時閉鎖というようなことになっておると考えております。以上でございます。

-----  
議長（中西 康雄君）

ほかにございませんか。

上岡議員。

-----  
2 番（上岡 國彦君）

話に聞きますと、その小径木加工場自体は、その事業自体は赤字ではないと、そういうふうなお話も伺っております。まだまだこの間伐の推進をしていかなければならないし、まだしなくてはいいな

いところもたくさんあります。そこにその小径木加工場が閉鎖、また一時閉鎖されるということは、他の地域においても林業主体の大台町にとって、大変そのイメージも悪いと思うんですわ。宝の山を見捨てるんかというふうなイメージ的にもつながっていきますので、町としての対応も森林組合に対してやっぱり18年の大赤字出たときにも、出資金の増資もさせていただいておりますし、そういう観点からやっぱり施策にもやっぱりある程度の助言をして、林業家が少しでも所得を得れるように間伐材でも所得を得れるような指導をしていくのも、1つの町の施策ではないかこのように思いますので、再度ご答弁をお願いします。

-----

議長（中西 康雄君）

産業課長。

-----

産業課長（野呂 泰道君）

当然、今の町の資源としての森林という部分についてのかかわりということでは、議員ご指摘のように加工場があって、それぞれ間伐材を利用していくということにつきましては、当然のことかと思えます。

さきほども言わせていただいたように、段々少なくなってきておるといものと、それと、また議員がおっしゃられるように今の現状では、それほどその加工場の施設の赤字ではないやないかということでございますんですけど、やはりこう林業関係の森林組合の関係としてましては、今後どうあるべきなんかということ、先を見越した段階でひとつは判断しておるといことでございます。

私どももその行政指導的なものもしていくべきやないかということでございますけども、私もつい最近、その加工場閉鎖、一時閉鎖するということをお聞きさせていただきました。今後、その携わっておる従業員がどのようにしていくんかということも聞いたようなことですね、これからの対応としては山の施業へ行くんだというようなことも聞いておりますが、やっぱりその作業員それぞれの考えもあったりして、私どもこれからの指導といたしましては、やはり必要なものを今後林業としてのあり方というものを、加工場として本当に必要なんかどうか、また今後、先に対してその形態をなしていくことが、森林組合の経営として本当に妥当なんかどうかということも、十分森林組合と協議をさ

せていただきながら、進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

-----  
議長（中西 康雄君）

町長。

-----  
町長（尾上 武義君）

組合のですね、そういった小径木の処理場を閉鎖、あるいはその見込みであるというようなことの話、今、私初めて聞いたようなことなんです。えらいあんに低いんやと言われてたら、それまでなんですけど、今、小径木処理場で事態は赤字ではないよだというようなことで、お話があったんですけど、実は平成 16 年度、17 年度非常に厳しいときがございまして、おっしゃられましたように、出資金の増額というふうなこともしたことがあるんですけど、そのおりもですね、やはり製材も、小径木も、あるいは作業班とかいろいろな体制があるわけなんですけど、どこが悪いんやというようなことの中で、一遍数字を出せというような話もこうさせてもらいました。

出てこない。で、最近もそのような話もさせていただいて、いろんなもう指導は産業室のほうからしょっちゅうさせていただいておるんです。しかし、なかなか上昇気流に乗ってこない。あるいは幅広くいろんな事業を展開しようという姿勢が見えてこないということがございまして、そういうことも含めて指導というのはしっかりさせていただいておるんです。

で、このような形になって大変残念に思っておるんですけど、県下の森林組合も非常に厳しい状態で作っておるようです。伊勢志摩森林組合あたりでも前年より 7,000 万円ほど事業料下げたようなんです。けども赤字を出さずにきておるというようなことでもございました。

私もそういうような組合もそんなに十分な潤沢な経営はしにくいだろうなというふうには思っておるんですけど、それがために木材の分離発注なんかもかけてですね、公共施設の中で、この地域の中で、地域材を使っていく必要があるということの中で、組合なり、この木協の皆さんにとっていただくような形で分離発注をしてですね、あるいはほかのことでんですけど、させていただいたようなことでもございます。

そういうようなことで、今回はそこそこ黒字ぐらいになってくるのかいなと思ったら、今回もまた

3千数百万円の赤字になったと、一体どういうことなんやというようなことで、どこが具合悪いのやなというようなことで、問うても答えが返ってこないという状況なんですね。これは組合のその経営等ですね、やはり一つひとつ押さえていくということからですね、どこが具合悪いんか、じゃどのようにしたらいいのか、今後どのような方向でしていかないかのかというようなですね管理、あるいはその経営とかいうことに対して、ちょっとこう、ちょっとどころやないと思うんです。非常におろそかになっていることがあるんやないかなというふうに思っておるんです。

ただ、そういうようなことを申し上げても、もう担当者が行ってそれする、帳簿なぶるというようなことはできませんので、何とかしてえねというような話しかできないんですけど、そうやってこないということなんですね。これは以前にもやはり組合の理事さん方にも責任は全部及んできますわなという話で、したようなことがあるんですが、県下ずっと眺めてみて、他の組合の皆さんも宮川さんが具合悪いようなというようなことで、心配されておられるんです。

ですんで、やはり一層の経営努力というようなことは、当然やっていかなあかんわけですね。組合というのは、組合の作業班だけ儲けて、あるいは製材だけが儲けてということではないわけですよ。やはり地域の森林林業界の皆さん方が、ある程度潤ってくる。そしてまた地域経済が発展してくるとい、役割を担っておるわけですから、私に言わせたらどんどんその仕事をとってきてですね、組合の作業班だけやなしに、ファイターズも含めていろんな事業体ありますけども、そういったような人たちに仕事をどんどん分け与えてですね、しかも何ならまだまあ組織体もつくらせて、あんたらこれやってみよというふうなことで、どんどんしていくというふうことがですね、非常に必要だと思おるんです。

それを根本的なこともやはりきちんと見直しながらかやっしていかなと、作業班だけの話の中で、ああええんや悪いんや、仕事が忙しいんや、人数が少ないどうやらって、そんなんとは違うという、そこをやはりもうちょっと基礎的、基本的にこうわかっていってもらわうことが、非常に大事なんかなと思おるんです。

そういうことで、ここもずっと数年そんな思いを持ちながら、やらせてもらっておるんですけど、いわば空から降ってくるやつだけこう構えておるとい、そんな感じですね。今の小径木の話もですね、昭和45年ごろに4,500本ぐらいしか生産できなかったんですね。それはいわば雨降り対策ということで始めてきたわけです、未人林工で。その当時、トラックへ幕をかけてですね、三重の宮川森林組合というようなことで幕もかけて、しかも東京のホテルへ泊り込んで、安いホテルですけども泊り込んで、木って、着いてとこへ全部電話したというのですね。うちの杭とってくれというようなことで、それで関東方面随分広がったんですね。

最盛期の 85 万本、あそこで働いている人も 15~16 人、もう毎日どんどんどん過重積載ぐらい載せてですね、どんどん関東へ運んだんですね。終いにはその今の小径木が中径木になり大径木になってきたというようなことで、杭丸太のこう均等にする機械も入れてですね、もう杭もつくっていきうよというようなことでしたんですけど、需要が減ったら減ったなりで何か別のものを開拓するという、そこら辺がですね、なかなか見えてこないと。

これまで宮川森林組合といったら三重県のトップリーダー、もうこれやらなあかんのうとなったら、やってもらうまで県のほうへも補助金が出てくるまで、何回も行ってですな、絶対帰っていかんだというんですね。それをぐらい食いついてやっておったと、しかもそれが地域の林業が元気にしておったという、そういう部分があったわけなんですけど、そこら辺が非常に欠けてきておるということで、指導、指導と言われて当然それはさせてもらっておるんですけど、なかなか基本的にはそうはいっていないということで、これからじゃ放っておくというわけにはいきませんのでね、もっとこういろんな形でかかわっていかなあかんの、これ当然でもございますんで、かかわってはいきますけども、やはりやるのは組合だということの中でですね、プレッシャーもかかるようなことも当然あるわけなんですけど、さらに留意をしていかなばならんなど、こう思っておるところでございまして、その点ご理解いただきたいと思えます。

-----

議長（中西 康雄君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。

再開は 10 時 20 分といたします。

（午前 10 時 08 分）

-----

議長（中西 康雄君）

定刻となりましたので、休憩前に引き続き質疑を再開をいたします。

（午前 10 時 20 分）

-----  
議長（中西 康雄君）

ほかにございませんか。

廣田議員。  
-----

14 番（廣田 幸照君）

さきほど上岡議員の質問の中で、私も同じ考え方を持っているわけですが、別の機会にまた質問をせざるを得ないと、今回ではしないというつもりだったんですが、町長はああいう形でお答えいただきましたので、重ねて質問をいたしたいと思います。

聞くところによりますとですね、小径木の加工場は年間 1,000 万円ぐらいの黒字があるようです。森林組合全体としては 3,800 万円の赤字というふうに聞きます。たび重なるその、いわばどこで赤字が生じておるのかを経理上でチェックするよという要請にも答えてないというのは、さきほどの町長の答弁のところであります。

先般行われた総大会でも、この小径木の閉鎖につきましては 1 名の総代の方が反対の意見を述べられたようですが、大方は理事会の決定どおりということで賛成されたと、私は重視したいのは、町はですね 6,974 万円ぐらい、5,900 万円、5,974 万 2,000 円、これがこの 4 月の監査報告書の中に出ております宮川森林組合の出資金であります。もしですね、この経営が上手くいなくて、出資金を食いつぶすようなことになればですね、出資金の返還求められないと、つまり町民の税金をここで食っていくことになるわけなんです。

そうしますと、たび重なる要請にもそれに答えないということであれば、町としては出資金も引き上げますよということで、かなり強いプレッシャーをかけないとですね、積年の体質は改まっていかないんじゃないかと、こういうふうな感じを持っておるわけです。町としてですね、さきほどの町長答弁では、いささかそのいわばかゆいところを靴の上からかくような形で、効果があんまり上がらないんじゃないかと思えます。

この雇用創出に関しましてもですね、今あそこの職員が何人働いているかはちょっと私把握してないんですけども、ある方は山ですね怪我をされて、そして小径木加工場のほうの作業に回ったと、ところが今度山で働くと、さきほど産業課長が従業員はまた山のほうで働くようなこともあるだろうと、

そういうふうな手配になっているというふうなことを答えましたけども、そういうふうな山で作業されて怪我をされた方が、それが働けないために小径木の加工場に回ってきたと、そこでこれがなくなれば、もう山で働けなくなるわけですね。まったくその雇用創出は逆の形になっていく、やはりここは町の強い指導が必要じゃないかと思しますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

とともに、もうちょっとどういう対策をするか、具体的にお願ひいたしたいと思ひます。

-----

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

-----

町長（尾上 武義君）

具体的な対応というふうなことになるとですね、今、ものすごくそのフォローの風が吹いておるんですね。この間も直江さんのご質問にちょっとお答えした、今の森林再生事業とかですね、いろんなその基金事業なんかも出てくるわけですね。

そういうようなことで、木造の施設に対して1 13万5,000円交付金を出しますと、まだまだ間伐率とかいろいろ費用対効果とか、そういった一定の条件が付いてきますけども、今日も教育委員会がですね、公民館の施設整備のことで県へもう走っておるんですけど、費用対効果どのぐらいものになるのやというようなことで走っておるんですけど、そういったようなこともね、これからその今の分離発注もかけてですね、どんどんどんどん地域材を使えと、それにはやはり森林組合やら、地区の木材というふうなことになってきますんで、どんどんそこら辺でこう事業なり工事というふうなもの、こう起こしていく必要は当然これあると思うんですね。

そういうようなこととか、いろんなその間伐でもですね、美しい森整備事業というようなことで、平成23年度までの6年間で330万haやりましょうというようなことで、どんどんきておるわけですね。緑資源機構の関連でもそうですし、いろんな形でもう仕事はどんどんやってくる。手挙げたらもうどんどんくるわけですね。そういったようなものをね、本当にあれだけ事務所にようけ人間も抱えておるわけですから、どんどん受けて、女の子らにもこう何というのですか、山へ一緒にテープ持っていって測らせてするとかですね、そういう技術もこうしていかなあかんと思うんですね。

そういうようなことで、事務所の職員も大紀やないですけど、大紀の森林組合あたりは事務所職員も山へ行って施業するというふうなこともあるんです。ですんで、200~300万円の利益が800万円~900万円になってきたとかね、いうふうなこともあったようですよ。そういうような、それと同じようにせえとはいいませんが、そういうようないろんな努力をですね、積み重ねてもらわんとあかんなど、美味しいもんだだけ食べて、結果赤字になりましたんや、その繰り返しではもう事業体としての体を成していかないというふうなことになると思います。

町としてもそれだけの6,000万円近い出資金を出しておるわけですので、その大事な税金をむざむざゼロにしてもらったら、それは具合悪いというふうなこと、当然ありますんで、いろんな県から、県もどんどんやってくださいというふうなことで、これまでは年度末になって、これだけ金余っておるんやと、何とかしてもらえんやろかなと言うてお願いにくるのは、宮川村やったんですわ。よし受けると言うて、もう全部それ組合のほうへ仕事を回すとかして、どんどんやりおったんですね。それ繰り返しもOKやもんでというふうなことで、途切れなくこうずっと仕事が出てきたおったというふうなことなんです。

要はそこを受けられるだけのですね、やはり前向きな姿勢というものがですね、やはり求められるのやないんかなと、こう思っております。これはもう1つは感覚の世界になってくるんかなということも思ったりしております、もうここ本当に災害のあった年あたりからですね、いろんなふうな形で指導もし、やらせてもらっておるんですけど、災害のあった年あたりから少しおかしくなってきたおる。予定しておった事業もですね、できなくなったというふうなことで、当時の松阪の担当の課長さんも、これ宮川さん大変なことやなというふうなことで、県の中でいろんなできるような仕事を集めてきてですね、はいどうぞということで渡してもうたらしいんですけど、もうそれすらようせんのやというふうなことがあったらしいです。

そんなんで、そんなんで具合悪いやないか、いやいやもうそれは道がないもんで行けんのや、そんな道がないて、あんた3時ごろ帰ってきて走っておたらあかんわさのうと、やっぱり山に3時や4時ごろまでおって、5時過ぎに走っておるのやたらええけど、3時過ぎにもう皆車に乗って帰ってくるような、そんな馬鹿なことあらへんぜというふうなことで、話もしたことあるんですが、やはり一事が万事の姿勢になるんかなと思っております。

本当にこう何というのか、自分のこととして取り組んでもらわないといけないわけなんですけど、担当も腹いっぱいそこら辺もこう言いながらやってきておるというふうなことで、もう本当にここ2年ほど前は匙投げたというふうなことで、もう自分としに行く、出向させてくれというふうな、そんなようなことも言う職員もおったんですけど、そこまでこう行けませんので、これ当然県のほうも心

配していただいて、国はじめ松阪の農林商工の事務所の方もしょっちゅう見えてしておりますし、県本課のほうでも随分心配をしていただいておりますと、こういうようなことでもございますんで、これだけのフォローの風吹いておったら、逆に3,700~3,800万円の黒字があってもええんやないかなというふうに思うんですけども、それは逆の というふうな形で、私も大変残念なようなことなんですけど、今後もしっかりそこら辺は継続してですね、何とか経営していけるような形で、意識も変えていってもらわなあかんことは多々あるんかなというふうに思いますが、継続して努力をしていきたいところと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

堀江議員。

-----

3番（堀江 洋子君）

18ページの間伐有効活用推進事業委託料ということで、お伺いをいたしたいと思ひます。全員協議会でも説明も受けたわけなんですけど、その資料の3ということで見てみますと、緊急雇用創出事業ということで、地域内でニーズがありというふうに書いてあるわけなんですけど、以前というか、今年の冬だったと思ひますけれども、支所のほうにペレット使ってストーブ置いてということで、暖をとったという話を聞きましたし、夕刊三重か何か新聞にも載っていた記憶があるんですけども、私もペレット使ったそのストーブというのは、支所のことだけしか私話はわからないんですけども、どれだけ地域にニーズがあるのかという点についても、お伺いをまず1点いたします。

それと、どうも私すっかりしないのは、緊急雇用創出事業ということで、市や町がその失業をされている方に雇用創出するということが大元になってくると思ひますんですけども、ここに資料にもあるように、間伐で伐り捨てられたものを搬出する作業員を雇うという、これだとわかるんですけど、そこから先にそのペレットやチップ材ということの説明もありましたし、書かれてもありませんけれど、何を町はこう目的としているのかということがわからないんです。なぜペレット、チップというところまで及んでいくのかということについて、説明を求めたいと思ひます。

-----  
議長（中西 康雄君）

町長。

-----

町長（尾上 武義君）

前段の分をお答えをさせていただきたいと思います。今年の1月か去年の12月、ちょっと時期は忘れましたんですが、いわゆる西組さんのほうからペレットストーブというようなことで、これからの何というのですか、バイオマスを活用するような形で、どうやら置いてもらえんやろかなという、こういうような話があったわけです。それはすぐに置けんよと、私もそんなその町が購入して置くというようなことでは、まだまだ効率性とかいろんなものがあるんで、まだそれはわからない。ただ、あんたところ良かったら置いて、テストしてみたらいかがですか、もうそれ以上持ってくるくずも燃料もですね、あんたところ持ちやんなというようなことで、したようなことでもございます。

そういうことでテスト期間ということで、この3月、4月まで焚いたようなことなんです。そのものとしては結構暖かいものやなという雰囲気はございますけど、じゃそれを全部これからどのように広げていくんだとなったら、それはまだ未知数、こういうようなことで、一部には東北とか北海道のほうなんかでは、そのペレットストーブなんかはやや普及してきておるようでもございますが、まだ私としましては、その実感としてなかなかあるわけでもございませんので、今どうしようかなというふうなことも思いもですね、そのバイオマスというようなことで、いろいろな思いはあるんですけど、具体的にこうするということなので、決めた段階ではないわけです。

ですので、今、ストーブ置いてますけど、あれも撤去するとかですね、あるいはもう少しテスト期間で置いてくれというのなら、そのまま焚いてもうてもいいかなとは思ってますけど、それぐらいの程度でございます。そういうことでひとつよろしくお願いします。

あとの質問につきましては、担当課長が答えさせていただきます。

-----

議長（中西 康雄君）

産業課長。

産業課長（野呂 泰道君）

まず、この事業につきましては、目的なんですけども、全協にもご説明させていただいたように、やはりこう道路周辺、山の中には間伐等の伐り捨て等がかなり多くございます。そういったことが16年の災害等なんかでもあったように、やはりその流木が阻害して山の崩落を招くとかいう、それとやっぱり森林体系の中でも、やっぱりこうそういう間伐材があること自体は、あまりこう良くないということも含めてですね、出せるところを木材を出していきたいということと、環境とその今の雇用創出ということをあわせて考えさせていただいたのが、大きな目的でございます。

この新たな緊急雇用ということでございますので、村にとってはこういったこの緊急雇用の対応できるのは何かということの中で、いくつか考えさせていただいた中に、今の言う環境配慮したところの木材を搬出するという、1つの作業をしてはどうかということを上げさせていただいたことが目的でございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（中西 康雄君）

ほかにございませんか。

直江議員。

6番（直江 修市君）

7ページ、美しい森林づくり基盤整備交付金ということで国から入ってきます。2億円でございます。これが19ページの林道の関係の工事請負から、森林環境整備等の20ページですね、森林環境創造事業とか、高齢林の間伐促進事業のほうへ充当されていくということでございます。

美しい森林づくり基盤整備事業は、例としまして2,000万円の事業費であれば、国の補助は50%と

ということで、あと50を受益者負担ですね、町の負担と受益者負担ということになってきて、受益者負担というのは、今はなかなかいただけませんので、町のほうの負担が出てくると、それに対して地域活性化公共投資臨時交付金を充てることができるというような内容であります。

それで、交付金が入ってきて、さきほどの出のほうへいくんですけども、途中で県のこれ8ページです。森林環境創造事業補助金が1,160万円減額になっておるんですけども、これは担当課で聞きますと、さきほどの美しい森づくりの交付金が入ってくると、事業主体は今度町になってですね、あと50をどうするんかということになって、今まで県がこの森林環境創造事業につきましては、県単独事業ということで8割見ておったと、2割は町の負担で事業がされてきました。今度この美しい森林づくり交付金を受けて、これ国が50で、県が8割出しておったのを4割に減らせるということから、ここで県の補助金が削られてます。町のほうも2割であったのが1割で済むようになったということですね。

したがって、国の交付金の50%に対しまして、あと県が40、町が10出して森林環境創造事業をやるということのようであります。したがって、今まで県単、県単というふうに言ってききましたけども、これはもう今度完全に国の補助金ですね、交付金で森林環境創造事業やっていくという流れになるわけで、それはそれでよろしいけども、これ県単事業というもう位置付けにはならんと思うんです。その点をまず伺いたいというふうに思います。

それから、高齢林のほうもこの交付金が見込めるとということで、従前は県が50%出しておったと、あともう50%は森林所有者の負担ということで、これはなかなか事業が進んだということから、今度、この交付金を50%充当して、県が35%上乘せして、森林所有者は15%になったことから、この補正予算にですね、事業費上げてきたということなんですけども、これは今まで手が付けられてませんでしたけど、交付金を受けて工事費を上げてきてますけども、これさきほどの森林組合の問題等も絡んで、事業実施が実際やれるんかどうかということですね、伺いたいというふうに思います。

それから10ページ、諸収入で高山造林受託事業収入、説明で緑資源機構造林受託事業というふうになっておるんですけども、さきほど町長も緑資源と言われましたが、もう今は公団造林でもなく、緑資源でもないんですね。今は森林総合研究所内の森林農地整備センターになっておるということなんです。

で、予算のほうはですね、目も説明ももうない組織のない名前が入っておるんですけども、これはやはりある組織の名前で、しかもこの組織が分収造林のために金出してきておるわけですから、質していく必要があるんじゃないかというふうに思いますので、伺います。

それから雑入のほうで、全国中山間地域振興協議会東海支部の解散清算金というふうに出ておりま

す。この東海支部に対しましては負担金は出ておらずですね、平成 20 年度の予算も 21 年度の予算も中山間地域振興対策協議会、ここへ 2 万円出しておるんですね。東海支部のほうへは説明の中にはないんです。

ですので、この 21 年度の当初予算に上がってきております、中山間地域振興対策協議会へ出す 2 万円の負担金から支部のほうへ回っておるのかですね、そこらが明らかになってません。なってませんけども、ここに解散によってですね、清算金が出たということで受け入れるということになってますんで、予算措置としてはちょっと私は問題ではないかと思しますので、この点を伺います。

それから 12 ページ、まず企画費の中で若者出会いの場づくり事業補助金 20 万円の計上でございます。お聞きしますと大台町の商工会青年部の主催で交遊場づくりをされると、そのことに対する補助金ということなんですけども、私、商工会へはすでに町から助成がされております。本来、その商工会というのは青年部の部会なんですから、町からもうすでに補助金出しておるわけですから、その範囲内で本来すべきやないかと思うんですね。こういうことのために、そういった補助金も私は出されているのではないかというふうに思いますので、説明を受けたいと思います。

それから大杉出張所、12 ページから 13 ページにわたりまして、地域調査イベントマップ記念写真というふうに上がってきております。地域調査につきましては、自然学校のほうに委託をされるようであります。記念写真というのは、これは大杉地区の懐かしいその写真を集めて、写真集をこしらえられるようであります。イベント実施というのは大杉地区出身の方を招いて、同窓会的なものも催されるというようなことや、旅行会社に依頼して若者が大杉地区を訪れてもらうような企画を考えておられるようなことでもあります。

これも当然、過疎対策、いわゆる集落再編の面からの大杉谷出張所としての、初めての仕事になるようなんですけども、こういった予算計上において地域の人々ののかかわり方というのは、十分ですね、事前の話し合いをされて、その結論を見ておるんかどうか、伺いたいと思います。

次に、13 ページに情報化推進費で工事請負費が 820 万円、これが減になって、委託料で新しく出ておるんですけども、この移動通信用鉄塔施設整備につきましては全員協議会で詳細説明があって、鉄塔整備のためにという説明でもありましたし、当初予算もそういう計上でしたが、全く中身がですね、工事請負費からほとんどがもう全額ですね、委託料に変わるとというのは、これは予算上げときの精査がね、私はあまりにもずさんのように思うんですね。何でこういうことになっておるんかですね、説明を願いたいと思います。

16 ページ、環境衛生費で、粗大ごみ集積場の使用料と、粗大ごみ集積場購入費というふうに上がっております。旧宮川村におきまして、最初は小切畑の泉沖というところで粗大ごみの集積を行ってお

りました。その後、本田木屋地内に新たに集積場ということで用地を購入したという経緯がありますので、私は粗大ごみの集積場の使用料を払ったりとか、購入費が計上されておりますけども、新たに購入するような必要があるのかというふうに思いましたので、担当課に聞きましたら、これはもう今申しましたように、当時取得したのは農地でありまして、農地は当然畦畔含んでいます。赤道と言われるもので東海財務局が管理する法定外公共物というところですよ。

それをきちっと手続きしていなかったようなので、今ここに東海財務局からその間の使用料を出せと、そして用地も買えということのようなんですけども、何でこういう事態を招いたのかですね、自治体が土地取得するにはきちっと手続き今までもしてあるし、現にやっておると思うんですね。そこでこういう手違いが生じたのか、旧宮川村における問題なわけなんですけども、私も全然そういったことはわかりませんだんで、改めてここで聞きたいというふうに思います。

18 ページに、農地費の委託料でふるさと農道緊急整備事業計画業務委託、これは粟生地内でパーキングエリアへのアクセス道路、この道は高速道路の建設用道路としてすでにあるということのようです。そこを拡幅整備するということのように、平成 22 年、23 年、県の県営事業としてされるということなんですけども、これは前に広域農道の説明協議会でありましたけども、そのときにその高規格の農道のやつは止めるけれども、ふるさと農道を県のほうでやってもらうんだという説明があったみたいですけど、私記憶ないんですけども、そのような説明をされておって、9 日の協議会に配布されました、これ総合計画に載っておらんのですね。

22 年、23 年という事業実施を予定しておるようなんですけども、この 21 年から 23 年の実施計画に載っておりません。これも補正予算組む前につくったから、こういうことになったのかですね、逆に早くにもう説明があったわけで、これ載せられんということはなかったと思うんですけども、その点につきまして伺います。

19 ページに委託料、20 ページに工事請負ということで、これは地域活性化公共投資臨時交付金をもうすでに見込んでですね、予算計上されたということでもあります。で、内容聞きますと、野又の法面、千石越線の法面、総門線の法面、林道西出菅合線の舗装ということでありまして、3 路線の法面工事はこれで崩落が予想される、あるいは崩落しておるところの手当ができるということでもあります。

林道西出菅合線については、これは嶺越え林道と伺いました。嶺越え林道は県営事業で行って、あと町が管理していくわけなんですけども、すべての嶺越え林道はもう舗装がされておりますが、この林道はされていなかったというようでもあります。今度の交付金でされるということなんですけども、大紀町と大台町を結ぶ嶺越えで、滝広と菅合のほうからこう工事やってこられたみたいですけども、間がまだ未改良と、未開通ということなんですけども、それでは嶺越え林道の役割は果たせんと思う

んですけども、なぜそんな事態がですね、ずっと続いておるんか、その点についての説明を求めたいと思います。以上。

-----

議長（中西 康雄君）

総務課長。

-----

総務課長（高西 立八君）

失礼します。7ページの美しい森林づくり交付金の件でございます。今回、この事業を受けまして、今、直江議員さんから言われました3つの事業に、この交付金は充当しております。そういう中で、特にこの森林環境創造事業につきましては、県単事業でございまして、80%が県費でということで、この事業がございましたけども、今回、これに乗り換えたということでございます。

また、21ページにあります循環型生産林の整備事業費の高齢林整備間伐促進事業補助金のほうに充てております。この事業に関連しまして、やはり議員ご指摘のとおり県の予算が削られてというのですか、減らしてこの交付金がございますで、この交付金に乗り換えるということで、町のほうも少しは有利になるということで、こういうふうに巻き換えをさせております。

その中で、そういうことで県単事業等にはあたらないかというご質問をいただいたと思いますんですけども、ちょっとその辺、意味がちょっと僕わからなかったんですけども、そういう中でこの事業に充てさせていただきまして、事業を進めたいというふうに考えております。ちょっと回答になっておらんかわかりませんので、またあとで整理させていただきます。

すみません、続きまして10ページの緑資源の関係をご回答させていただきます。議員のご指摘どおり、緑資源機構というのは、まず一番初めに緑資源公団という名前で、これはもう2003年の10月に解体しておるとございまして、その後、独立行政法人緑資源機構が設立しております、この2003年のこの独立行政法人ですか、緑資源機構が設立したときにはですね、このときに一応目の検討を、公団という名前が消えますので、目の検討をさせていただいたと聞いております。

その中で、この時点ではですね、まだその一般的に公団造林、公団造林と言われておりますので、馴染みのあるこの目のほうがいいんじゃないかと、そのようにさせていただいたというふうに、当時

考えたところでございますが、この説明欄ですね、節につきましては特に今度はこの機構からですね、今、議員言われました森林総合研究所ですか、中にあります森林農地整備センターに移管されたということで、これが2008年の4月ということでございます。

昨年度につきましてはですね、当初予算すでにもう済んでおりますので、何とかそれで、その後で決まったということになると思いますが、今回につきましては、これも1年前のことになっておりますので、もう当然修正というのですか、変更しておかなければならないと、こんなふうに考えております。今後十分注意したいなというふうに考えております。

目についてはですね、さきほども一応公団造林のほうが馴染みであってですね、それでいいのかどうかというのがありますが、もうあれから大分経っております。6年ぐらい経っておりますので、一度この目についてですね、十分検討させていただき、来年度予算では適切な方法で計上したいと、そのように考えておりますので、よろしくをお願いします。

-----  
議長（中西 康雄君）

町長。

-----  
町長（尾上 武義君）

この緑資源機構なんですが、ご案内のような事件が発生してですね、この森林総合研究所にお預けの身になったような形で、経過措置法人ということになっております。そういうことでこれもですね、21年度末に新たな国営事業の中へ分割するとか、あるいはこれまでの緑資源機構と言いますか、そういう中へまた1つ新しい独立行政法人を設けてやろうとか、いろいろ今、検討されているところです。

ということで、まだはっきりした姿にはなっておりませんし、果してこの21年度中にそれができるのかとなったら、またそれも不透明というふうな部分がございますので、まだこの今、課長が申し上げたんですが、この緑資源機構なりですね、本当は水源林の造成事業というふうなことでいいと思うんですが、きちっとした名前が出てくるまではですね、このような形でいきたいなと思っておるんです。意味合いとしてはもう昔の森林開発公団ということになりますので、目もですね、公団造林管理費というようなことでやらせていただきたいなと思っておるんです。

ただ、事業がもうころころと緑資源機構造林やら、水源造成事業やら、公団の山やらでやれというて、一番馴染みあるのはその森林開発公団山ということで馴染みがありますんで、どれが使うのが一番いいのかなと思うんですが、近いうちに、ここ1、2年の間にはですね、はっきりしたその主体というのが決定されると思うんですが、その暁まではですね、今のような形で、いわば推移したほうがまあいいのかなと、こう思ったりもしておるんです。わかりやすいと言えば、一番わかりやすいのじゃないかなと思っておるんですが、そういうことで森林総合研究所、森林農地整備センターというようなことでいきますと、長たらしい名前ではなかなか覚えにくいとか、いろいろこうございますんで、できましたらこういう形で、意味合いとしてはそういうようなことですので、そういう名称を使わせていただきながらですね、緑資源機構というのはあまり、これ取っ払う必要あるかもわかりませんけれどもね、ちょっと検討はさせていただきたいなと思いますんで、お願いします。

-----

議長（中西 康雄君）

産業課長。

-----

産業課長（野呂 泰道君）

10 ページの 19 款諸収入、全国中山間地域振興協議会東海支部の解散の清算金についてのことでございます。この内容につきましては、町村合併の前は支部会費といたしまして、40 市町村がありました。合併後は 12 市町村で激減したことによる解散清算金でございます。

それと関連をいたしまして、当初予算の 128 ページに中山間地域振興対策協議会負担金 2 万円を計上させていただいております。その内訳ですが、1 万円は全国中山間地域振興対策協議会費ということで、全国ということの中で支払わさせていただいております。そのあと残りの 1 万円が全国中山間地域振興協議会東海支部会費ということで、その中の 1 万円がこの会費に該当するわけですが、今現在のところ補正、減額はしておりません。この中山間のほうの東海支部は解散したのに、まだ現在は予算は残っております。これは執行せず減額させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

-----  
議長（中西 康雄君）

企画課長。

-----

企画課長（東 久生君）

12 ページ、企画費の若者出会いの場づくり補助金につきまして、商工会青年部が実施をするための補助金でございますが、すでに商工会には町から補助金が出ているので、それでやるべきではないかという、ご質問だと思います。

商工会に直接出しております補助金につきましては、管理運営経費の一部として 713 万 7,000 円を町のほうから補助させていただいておりますけども、こういった若者出会いの場づくり事業につきましては、商工会の補助金の 713 万 7,000 円の趣旨とはちょっと違うということで、改めて 20 万円の補助をさせていただくということで、予算計上させていただいたところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

-----

議長（中西 康雄君）

大杉谷出張所長。

-----

大杉谷出張所（寺添 幸男君）

直江議員のご質問にお答えします。

12、13 ページの大杉谷出張所費の補正についてでございますが、これにつきましては歳出のほうで 8 ページで過疎市町市町村地域づくり支援事業補助金を今回受ける形になりましたので、増額させていただいたことでございます。

そういうことございまして、その内容についてご説明させていただきます。直江議員のご質問の

中に、地域の人々とののかかわり方や、そこら辺の説明を十分なされておるんかというご質問でございましたが、現在、地域回りをさせていただいております、松原議員のほうの一般質問にもお答えさせていただいたように、40数名の方々が今、ヒアリング終わっております。16~17%ヒアリングでございます。当然、その方々のまず声を聞かせていただいて、事業を進めていくということでございます。

それと区長さんにですね、毎月集まっていたら、そのような報告をしながら区長さんのご意見を聞いて、いわゆる事業を進めていくというところで、こういうふうな内容につきましても、詳しくはまだ説明しておりませんが、こういうふうなことを年度内にですね、やっていこうという趣旨はご説明させていただいて、ご理解いただいております。

それから、今毎月15日にですね、大杉区の広報と言いますか、お知らせを出しております、職員のほうでつくらせております。その中でこのような内容もですね、お知らせさせていただいてご意見をいただくと、そういうところで住民の方々に参画いただくということと、実は6月の議会前、定例会前だと思っておりますけども、区長さんに集まっていたら、7月中旬から課題会議を設けたいと、各地区から出していただきたいと、区長さんだけでなく、もっと若いところということで40、50、60ぐらいまでの方で、お願いしたいよということをお願いしております。

そのメンバーが集まって来ましたら、その中でですね、このいろいろな事業にかかわっていただきたいと思っております。この中で詳しく説明しますと、獣害対策というのが、非常に今やっぱり大きな問題になっておりまして、視察経費等も獣害対策に使っていきたいと思っておりますし、役務費のほうの通信運搬費は地域の方々と地域のご出身の方々に、一堂に会する、いわゆる交流型のイベントをしたいというところで、地域住民の皆様からご親戚等にですね、ダイレクトメールでご連絡いただくというところも考えております。

地域調査につきましては、さきほど直江議員ご指摘のように、自然学校とともに調査を今進めていきたいと思っております。

イベント実施委託料につきましても、今のところ自然学校とやっていきたいと思っております。ここに住民の課題会議のメンバーも含めながらですね、2つの若者交流型と、地域交流型のイベントを進めていきたいと思っております。

マップと記念品、写真集につきましては業者をお願いする予定でありますが、これにつきましても地域の皆様の声をこれから聞いていくと、課題会議の中でメンバーを選びながらやっていきたいということで、今後、多くの大杉谷の住民の皆様にかかわっていただきたいと考えております。以上です。

-----  
議長（中西 康雄君）

企画課長。

-----

企画課長（東 久生君）

予算書 13 ページ、情報化推進費の中の移動通信用鉄塔整備工事の補正の件でございます。経緯を申し上げますと、当初予算編成時に NTT docomo から、事業費として 1,204 万円必要であるとの資料提供を受けまして、予算措置をさせていただきました。そのとき事前の事業打ち合わせでは鉄塔の図面も見せられ、NTT docomo 専用の仕様である旨の説明を受けましたことから設計書は委託せず、NTT docomo の専用の設計図などがあると思い込みをしまして、設計監理委託料は予算化せず、工事費一本で予算計上させていただいたところでございます。

予算措置させていただきましたあと 4 月中旬、NTT docomo 担当者と詳細を打ち合わせを行ったところ、設計監理業務委託料 120 万円が必要なこと、また鉄塔に取り付ける通信用物品については、直接事業者には販売できない社内規定があることを告げられ、取り扱いができる業者に購入を委託するため、物品供給業務委託料 700 万円も予算措置をする必要があると理解をしたところでございます。初めての業務や特殊技術、特殊物品の取り扱いとは申しましても、予算編成時に議員指摘されましたように、十分に熟慮はしていなかったことが原因でございます。今後、このようなことがないように気をつけますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

-----

議長（中西 康雄君）

生活環境課長。

-----

生活環境課長（鈴木 好喜君）

16 ページ、粗大ごみの集積場の使用料及び粗大ごみ集積場購入に関するご質問に、お答えさせていただきます。

本田木屋にあります粗大ごみの集積場につきましては、平成 7 年の 2 月 7 日に、当時の宮川村長様が建設省のほうへ土地用途の廃止申請を行いまして、そのおりに、土地の価格につきましては国の指定価格にて買い受けることを確約をしております。その後、代金の支払い等をせずずっとその土地を使わせていただいていたようでございます。

地目としましては公衆用道路、面積は 189.33 にあたるというふうなことで、このたび時効の成立していない 10 年分の使用料、並びにそのお約束の用地取得費の支払いを計上させていただいたというふうなことでございます。

-----

議長（中西 康雄君）

産業課長。

-----

産業課長（野呂 泰道君）

18 ページ、ふるさと農道緊急整備事業計画策定業務委託につきましての関連質問といたしまして、総合計画にこの事業の内容が載っていないのではないかとということでございます。今回、この補正をさせていただきました委託料につきましては、県工事として事業採択をしていただくための基本計画で全体事業費、金額を出して進めていくものでございます。

工事といたしましては、22 年から 24 年度を実施予定をしておりますので、今回の予算で内容をつかみましたら、総合計画に計上してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

-----

議長（中西 康雄君）

建設課長。

-----

建設課長（高松 淳夫君）

今回の予算書の中で、19 ページから 20 ページにわたりまして林道関係の補正を計上させていただいております。で、国の経済対策としまして林道 4 路線の舗装、あるいは法面改良ということで、その中でも林道の西出菅合線についてお答えをいたします。

この路線は大台町菅合を起点といたしまして、終点が大紀町でございます。全体の延長が 1 万 3,462 m で、そのうち大紀町が 4,037 ということで、平成 15 年に大紀町側については舗装も含め全線完成しております。で、13 から 4 を引きますと残り 9 が大台町地内でございます、大台町地内につきましては、平成 9 年から菅合側では県営により開設を進めておりまして、現在もなお開設中でございます。完成延長が 3,451 でございます。

それから大滝側ですが、こちらは平成 11 年から実は 17 年度で一部工事が止まっておりまして、これの完成延長が 1,744m、あわせると 5 ほどになります。で、9 から 5 を引きますと、現在 4 未開通区間が残っておりますということでございます。私、4 月 1 日にこちらへまいりましてから、実は大滝側の林道が現在止まっているよということの中で、土地の所有者が大ケ所の方ということで、地元の区長さんとも 2 回ほどお会いもしまして、なぜ止まったのか、そういった聞き取りと、また県のほうに対しましても状況をいろいろ聞いておりますが、担当者が 3 人ほどすでに変わっておりますというふうなことの中で、詳しい情報がまだ得られてないんですが、地元の区長さんにいたしましても、せっかく付けていただいております林道であり、当然、前向きに検討したいというふうなことでもございますし、町としても町の林道を県が肩代わりしてやっていただいておりますというふうなことでもございまして、積極的に用地の解決に向けて努力をしていきたいと思っております。

今回、その大台町側が舗装されていないということで、とりあえずその完成した部分すべて今回の国の補正による事業によって、舗装したいというふうなことでもございます。

-----

議長（中西 康雄君）

総務課長。

-----

総務課長（高西 立八君）

すみません。1 問目ですね、美しい森林づくり交付金の関係で、ちょっと私もわからなかったんで、チグハグを回答等をさせていただきましたので、これにつきましてちょっと整理したいので、休憩いただければ有り難いなと思ってますけども。

それともう1点、16 ページの粗大ごみの関係でございます。質問は、なぜこうなったかということでございますけども、これ財務局のほうへちょっと問い合わせさせていただきました、請求が来ましたので。ということは、ちょうど平成7年にその話を町のほうから、当時村ですか、もちかけですね、そういう話を書き残しはございますが、そのままですね、ずっと財務局のほうといたしましてはですね、請求がこないわけございまして、うちがそれだけ使っておればですね、向こうは基準使用料ということでいただくということで、買い上げるということをうちが正式にですね、もって上げなければならぬということでございます。

ということで、やっぱりその仕事をしなかったということで、職務怠慢であったかなというふうに考えておりますので、この点につきましても、今後十分注意したいと思いますので、よろしく申し上げます。

-----

議長（中西 康雄君）

しばらく休憩します。

再開は11時半といたします。

（午前 11時 18分）

-----

議長（中西 康雄君）

定刻となりましたので、休憩前に引き続きまして、

質疑を再開をいたします。

(午前 11時 30分)

-----

議長(中西 康雄君)

産業課長。

-----

産業課長(野呂 泰道君)

大変失礼をいたしました。森林環境創造事業につきまして、これまでは県、直江議員がおっしゃられるように県が80%、町が20%と、それで新たにこの6月補正で交付金を50%、県40%、町10%ということで、従来県単事業自体が国の事業に変わってきたということでございます。追加をさせていただきます。

-----

議長(中西 康雄君)

続きまして生活環境課長より、廣田議員に対しての草刈り、草取りの精算のことにつきまして、答弁をいたします。

生活環境課長。

-----

生活環境課長(鈴木 好喜君)

公園管理費の賃金単価の基礎となるものということなんですけども、5,800円の草取りにつきましては用務員の単価を使わせていただいております。7,900円につきましては沿道景観作業員の単価を利用させていただいております。よろしく申し上げます。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにございせんか。

直江議員。

-----

6番（直江 修市君）

10ページで聞きました、その中山間の負担金ですけども、前述しましたように、当初予算には振興対策協議会に2万円という予算説明ですね。実際は全国組織に1万円、支部に1万円という内訳だということであります。私どもこんな東海支部がですね、存在するというようなことは予算説明に書かれてない関係から、今まで全然知りませんでした。本来、その予算説明というのはそういうことを説明するのが、予算説明ではないかというふうに思うんですけども、この点についての見解を伺いたいというふうに思います。

20ページから21ページにわたりまして、施業事業が出ているんですけども、高齢林整備等は今まで5割の県補助しかなかったということから、取り組まれてきておりません。今度、これで森林組合がこれ出すんだと思うんですけども15%負担で、今まで32%負担があったんでできただけども、今度15%でできるということで取り組むようなんですけども、これらの事業をですね、森林組合の実態からもこなせるかということをお聞きしたので、それについての答弁を願いたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

産業課長。

-----

産業課長（野呂 泰道君）

まず、10ページの全国中山間地域振興協議会東海支部の関係で、当初予算に上がっておりますとこ

るの中山間地域振興対策協議会負担金、予算上では2万円と上がってて、中が東海支部と分かれておるやないかということでございます。本来、支出するところの明確な説明を必要といたします。本来、その同じような事業内容でやってる全国と、それと東海支部という中のもんでございますけども、それぞれの支払いをするところの明確な説明というのが、本来あるべきだと思います。そういったことをまとめて2万円としておくことにつきましては、今後ないようにさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、8ページの高齢林整備間伐促進事業に関連してのご質問でございます。こういった事業につきまして、森林組合がやっていけるかということでございます。当然、従来どおり森林組合等の中でやっていくということでございますので、こういったその事業を進めながらも、森林組合の経営等も考えて実施していくということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにございませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 74 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 74 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

( 全員挙手 )

-----

議長 ( 中西 康雄君 )

挙手全員です。

したがって、議案第 74 号は、原案のとおり可決されました。

-----

#### 議案第 75 号の質疑～採決

-----

議長 ( 中西 康雄君 )

日程第 5 議案第 75 号「平成 21 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) 」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

-----

6 番 ( 直江 修市君 )

6 ページ、簡易水道維持費ということで工事請負費 700 万円であります。現場は宮川地域に唯一の

信号からですね、バイパスの間の、私ども縦道と言うておるんですけども、その間の布設替えということなんですけども、この事業につきましても当初でですね、当然上げてこんならん予算だというふうに思うんですけども、補正になった理由について伺います。

-----

議長（中西 康雄君）

生活環境課長。

-----

生活環境課長（鈴木 好喜君）

この布設替えにつきましては、当初、維持管理の修繕で対応をさせていただいておりましたけれども、ここ新しい21年度になりましても漏水の事故がありまして、その事故を復旧しておる中で、その事故を漏水があるための工事をしておるところの完了すれば、次またその上の漏水箇所が発生するというふうな形で、このような状況になっておるといふようなことでありましたもんですから、もう抜本的に173m間における布設替えを予算計上させていただきました。

どうも管自体の腐食が激しくって、ほたる茶碗のような、そういう状況になっておるかと思うんです。表面は綺麗なんですけども、内部の中でぷつぷつぷつぷつと薄い箇所がたくさん出ておりまして、それがもう次から次へこう行くというふうなことが想像するのに、十分であるというふうな確証になりましたもんですから、この6月補正で急遽上げさせていただいたということでございます。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 75 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 75 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

---

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 75 号は、原案のとおり可決されました。

---

議案第 76 号の質疑～採決

---

議長（中西 康雄君）

日程第6 議案第76号「平成21年度大台町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題と  
します。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

---

議長(中西 康雄君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

---

議長(中西 康雄君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第76号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

---

議長(中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第 76 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 77 号の質疑～採決

---

議長（中西 康雄君）

日程第 7 議案第 77 号「平成 21 年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 77 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 77 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

( 全員挙手 )

---

議長 ( 中西 康雄君 )

挙手全員です。

したがって、議案第 77 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 ( 中西 康雄君 )

暫時休憩します。

( 午前 11 時 40 分 )

( 休憩中に、追加議案書等を配布する )

---

議長 ( 中西 康雄君 )

休憩前に引き続き、会議を開きます。

( 午前 11 時 42 分 )

---

日程の追加について

---

議長（中西 康雄君）

お諮りします。

ただいまお手元に配布しました議案書のとおり、町長から議案第 78 号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 78 号を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに決定しました。

#### 議案第 78 号の上程～採決

議長（中西 康雄君）

追加日程第 1 議案第 78 号「大台町公の施設に係る指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（高西 立八君）

議案第 78 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定についての提案理由をご説明申し上げます。

この議案につきましては、条例第 47 号大台町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条

例の規定により、対象となる公の施設について、管理を委任する指定管理者を指定するものでございます。

今回、提出いたしました公の施設につきましては、議案第73号でお認めいただきました粟生地内の三ツ谷池公園でございます。当該条例第5条の規定により、施設の趣旨、設置の目的、地域とのかかわりなど、これまでの経緯を踏まえ、公募によらず候補者として選定したものでございます。

過日、開催された指定管理者選定審議会での審議を踏まえ、議案書にある者が指定管理者となる団体について、適切であると判断いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

-----

議長（中西 康雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許可します。

前田議員。

---

12番（前田 正勝君）

ただいま出されました、追加議案で出されました、議案第78号について、賛成の立場から討論をいたします。

先般、大台町公園条例の一部を改正する条例について、議案の可決をみました。それに伴い74号議案では、これもさきほどお認めになりました。

そこで、この公園となるところは歴史的に長く地域住民の食料を確実に確保するため、大切に管理をしてきました。またここには水神様の弁天だいをおまつりしてあり、毎年豊作を祈って祭事も行っております。今までは管理は稲作農家と自治会で行ってきたところですが、今回、町の総合計画の基本理念である「自然と人々が幸せに暮らすまち」を踏まえ、協働の精神で地域住民と行政が一体となって自然を守り、人々が和をもって豊かに暮らしていく、そのような思いを私は抱いたところです。先人が長く守ってきたものを、このような形で守られることになれば、意味合いも深いものがあると感じられます。

以上のような観点から、この議案の賛成討論といたします。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第78号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

---

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 78 号は、原案のとおり可決されました。

---

閉会の宣言

---

議長（中西 康雄君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成 21 年第 2 回大台町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさんでございました。

（午前 11 時 47 分）